

吹田市公告第 508 号

吹田市立博物館清掃業務に係る一般競争入札を下記の通り実施しますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定に基づき公告します。

令和 6 年 8 月 2 日

吹田市長 後藤 圭二

記

制限付一般競争入札実施要領

1 競争入札に付する事項

（１）業務名

吹田市立博物館清掃業務

（２）業務場所

吹田市立博物館 吹田市岸部北 4 丁目 10 番 1 号

（３）契約期間

令和 6 年 10 月 1 日から令和 9 年 9 月 30 日まで

（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約）

（４）業務内容

別紙仕様書のとおり

（５）最低制限価格

設定しない

（６）入札回数

2 回までとする

2 入札参加資格

以下に掲げる要件を全て満たす者であること。

（１）地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

（２）本市の入札参加有資格者名簿の登載業者であり、参加希望種目として「清掃」の登録をしている者であること。

（３）公告日から入札日までの期間において、吹田市指名停止措置要領（平成 16 年 4 月 1 日制定）に基づく本市からの指名停止の措置を受けていない者であること。

（４）会社更生法又は民事再生法に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている

者については、更生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けていること。

- (5) 公告日から入札日までの期間において、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成24年11月13日制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。また同要領別表に掲げる措置要件にも該当しないこと。
- (6) 官公庁（国又は地方公共団体の役所）から、平成26年度から令和5年度までの過去10年以内に、清掃業務を元請けとして履行した実績（入札参加申請日において、現に履行中であるものを含む。）を有すること。ただし、業務1件当たりの契約金額（履行期間が1年以上の契約の場合にあっては、1年間に換算して算出した金額とする。）が500万円以上の業務の実績に限る。
- (7) 参加者が契約日までに（1）から（6）までに定める参加資格要件を満たさなくなった場合、参加資格を失うものとする。

3 入札参加資格確認申請手続

- (1) 本入札の参加希望者は、次のア及びイに示す書類（以下「申請書書類」という。）を提出し、本市の確認を受けなければならない。

ア 入札参加資格書

イ 同種業務契約履行実績調書

- (2) 申請書類の提出

ア 提出期間

令和6年8月2日（金）から令和6年8月21日（水）まで（土曜日、日曜日、祝日を除く。）午前9時から午後5時30分まで

イ 提出先

〒564-0001 吹田市岸部北4丁目10番1号

吹田市立博物館 3階事務室

ウ 提出方法

持参又は郵送（配達証明付書留郵便に限る。提出期限必着のこと。）

エ 申請書類の配布期間及び方法

令和6年8月2日（金）から令和6年8月21日（水）までの間に、吹田市のホームページ（産業・まちづくり・環境トップ>入札・事業者募集・契約>業務委託・物品購入入札情報>令和6年度（2024年度）一般競争入札（業務委託）一覧>吹田市立博物館清掃業務に係る制限付一般競争入札からダウンロードすること。

オ その他

- (ア) 申請書類の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。
- (イ) 提出された申請書類は返却しない。
- (ウ) 申請書類は、入札参加資格の確認以外の用途に使用しない。
- (エ) 申請書等に虚偽の記載をした場合には、指名停止の措置を受けることがある。

(3) 入札参加資格の確認結果通知

入札参加資格の確認結果は令和6年8月23日(金)までに、申請者に電子メールで通知する。入札参加資格がないと認めた者には、その理由を付して通知する。

(4) その他

提出期間内に申請書を提出しない者又は本市が入札参加資格がないと認めた者は入札に参加することができない。

4 質疑及び回答

(1) 質疑受付期間及び質疑書の提出方法

令和6年8月2日(金)から令和6年8月8日(木)15時まで、電子メールにより受け付ける。電話等による質疑は受け付けない。様式は「3 入札参加確認申請手続 (2) 申請書類の提出 エ 申請書類の配布期間及び方法」に記載の場所にある質疑書を用いてもよい。

(2) 回答予定日及び回答方法

令和6年8月14日(水)午後5時30分までに「3 入札参加確認申請手続 (2) 申請書類の提出 エ 申請書類の配布期間及び方法」に記載の場所に回答を掲載する。なお、質疑がなかった場合は掲載しない。

5 入札説明会

入札説明会は実施しない。仕様書等書類一式については、吹田市のホームページ(産業・まちづくり・環境トップ>入札・事業者募集・契約>業務委託・物品購入入札情報>令和6年度(2024年度)一般競争入札(業務委託)一覧>吹田市立博物館清掃業務に係る制限付一般競争入札からダウンロードすること。

6 入札の日時及び入札場所

(1) 入札日時

令和6年8月30日(金)午前11時

(入札に際し、天災地変その他やむを得ない事由が生じた場合は、入札を延期する。)

(2) 入札場所

吹田市岸部北4丁目10番1号

吹田市立博物館 2階 講座室

7 入札方法

(1) 郵送、宅配、電送又は電報による入札は認めない。

(2) 入札で開札した場合において、予定価格の制限範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、入札回数は2回までとする。

- (3) 再度入札を実施した場合において、予定価格の制限範囲内の入札がないときは、最低価格をもって入札をした者と、随意契約を締結するための交渉を行うものとする。

8 入札の辞退

入札を辞退する場合は、上記入札日時までに入札辞退届を提出すること。

9 入札金額

- (1) 入札書記載金額については、本市が仕様書で提示した要件に基づき、契約期間に係る費用の総合計を算出すること。
- (2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下「契約希望金額」という。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

10 入札の保証

免除とする。ただし、落札者が本契約を締結しない場合は、違約金として落札金額の100分の3に相当する金額を納付しなければならない。

11 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

- (1) この公告に示した入札参加資格を有しない者の提出した入札書
- (2) 委任状を提出しない代理人が提出した入札書
- (3) 入札金額を訂正した入札書
- (4) 記名押印のない入札書
- (5) その他入札に関する条件に違反した入札書

12 落札者の決定

- (1) 有効な入札を行った者のうち、入札価格が予定価格の制限範囲内で最低価格の者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上ある場合は、入札参加資格者を立ち会わせて直ちに当該入札をした者に「くじ」を引かせて落札者を決定する。ただし、当該入札者は「くじ」を辞退することはできない。
- (3) 書類審査その他により、故意に虚偽の申請をするなど、不正な手段を用いて入札に参加したことが判明した場合には、本市指名停止措置要領に基づき指名停止を行うな

ど、厳正に対処するので注意すること。

(4) 入札参加者が2者に満たない場合であっても、入札を執行するものとする。

1 3 契約の保証

落札者は、次の各号に掲げるいずれかの方法により、契約金額の100分の10以上の契約の保証を付さなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) 当契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が
確実と認める金融機関の保証書の提供
- (4) 当契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る
保険証券の提出

1 4 契約の締結

契約の締結に当たっては、契約書の作成を要する。

1 5 契約予定日

令和6年9月10日（火）

1 6 その他

- (1) 入札参加者は、この公告のほか、「吹田市財務規則」「入札心得書」及び仕様書等の
内容を承認の上、入札を行うこと。
- (2) 契約手続きは、落札業者決定後速やかに行うこと。
- (3) 本契約は、地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約であるため、こ
の契約を締結する日の属する年度以降において、本契約に係る歳出予算に減額又は
削除があった場合にはこの契約を変更し、又は解除することができる。

1 7 問合せ先

吹田市岸部北4丁目10番1号

吹田市教育委員会地域教育部文化財保護課庶務担当

電話 (06) 6338-5500

FAX (06) 6338-9886

メールアドレス bunkazaihogo@city.suita.osaka.jp